Qualifying & Life Member



ATA ASADA

代表麻田春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015 Tel:0297-72-2401 Fax:0297-72-6217

e-mail: officeasada_h@ybb.ne.jp

携 帯:090-8720-8591

本ラスト オフィスASADA通信のご案内

平成20年4月吉日

今年も待ちに待っていた桜の季節がやって参りました。木立の柔らかな若葉が生き生きと 目に映ります。新しい制度もこの4月に次々とスタートしています

今月のテーマ

- 1, 健康保険限度額適用認定申請書
- 2, 出產育児一時金受取代理制度

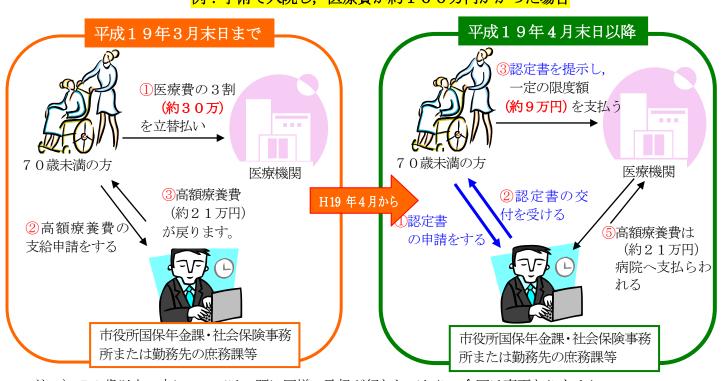
この2つの情報を提供させていただきます。

★ 健康保険限度額適用認定申請書って なに?

平成19年4月1日から変わっていたのをごぞんじでしたか??

高額療養費とは、自己負担が一定額を超えたときに、保険から超えた分を払い戻してもらえる医療費のことです。

例:手術で入院し、医療費が約100万円かかった場合



- 注1) 70歳以上の方については、既に同様の取扱が行われており、今回は変更ありません。
- 注2) 医療機関の窓口で支払う限度額は、患者の方の所得区分に応じて異なります。尚、食事の負担額や差額ベット代などの費用は高額療養費の支給対象に含まれません。

★ 出産育児一時金受取代理制度って なに?

赤ちゃんが欲しく ・・・ でも、 産むのに お金がかかるから 無理! と思っていませんか?

◆対象者

国民健康保険加入の被保険者・社会保険被保険者・夫の被扶養配偶者

◆制度の趣旨

上記対象者が出産すると出産育児一時金(35万円)が支給されますが、出産を行う医療機関がこの受取を代理する事が可能となりました。これにより出産育児一時金で医療機関からの請求額を、相殺する事が可能となり出産時の窓口負担が軽減する事が出来るようになりました。

なお、この制度を使用する場合は通常の出産育児一時金の申請は出来ません。

◆申請に際して

医療機関の同意が必要となりますので、事前に確認してください。

下記のものを用意し、所轄の社会保険事務所・健康保険組合・市役所の国保年金課の窓口にお越し下さい。

申請用紙は窓口にて用意してあります。

- · 国民健康保険証 健康保険証
- 母子手帳
- 認印

◆支給について

分娩費が35万円以上の場合、医療機関に35万円支給します。

分娩費が35万円未満の場合、医療機関からの請求金額を医療機関に支給し、

35万との差額を世帯主に支給します。

◆支給例

1, 分娩費の請求が40万円の場合

医療機関への支給:35万円

申請者への支給:なし

※差額の5万円は医療機関に支払う必要があります。

2、分娩費の請求が30万円の場合

医療機関への支給:30万円

申請者への支給:5万円

※医療機関の窓口負担はなくなります。



- ●1年以上勤めていて退職後6ヶ月以内に出産したママは、働いていたときに加入していた健康保険の機関に出産一時金を請求することも出来ます。
- ●双子なら2倍の70万円ですが、このときは、出産育児一時金の請求用の証明欄に担当医から"多胎" と記入してもらう事を忘れずに。
- ●妊娠85日以上で死産や流産した場合でも,この「出産育児一時金」の支給対象となります。